

番号: 1 作成者: u279099k タイトル: テキストボックス 日付: 2022/04/25 13:29:24

番号: 2 作成者: 日付: 2021/01/14 14:35:03

番号: 3 作成者: user タイトル: ノート注釈 日付: 2021/01/14 9:21:45
主たる検討対象以外の案件にも関係にあってはめられており、良い点です。

番号: 4 作成者: user タイトル: ノート注釈 日付: 2021/01/14 9:23:59
理由が若干言葉不足です。④～⑤のうえ、訴訟が法律上の権利を実現するものであるという点まで説明が欲しいです

番号: 5 作成者: user タイトル: ノート注釈 日付: 2021/01/14 9:24:34
学説上はどのような影響とされていますか？

民事訴訟法応用2

問題 | (1)の解答

(1)の解答 | 補助参加 (42点)

(1)前訴における当事者はXとAである。被告であるAは本訴の補助参加に異議を述べた場合、裁判所はYの補助参加と認めることができるが、

(2)補助参加の要件は(民事訴訟法(以下訴訟法)42条)の要件は①訴訟係属中であること②他人間の訴訟であること③「訴訟の結果」に「利害関係」を有すること、すなわち補助参加の利害があることである。

(3)前訴は係属中であり(①充足)、X、A間の訴訟である(②充足)。では、前訴において、Aは「訴訟の結果」について、「利害関係」がある、すなわち補助参加の利害を有すると見えるか。

2. 「利害関係」について

(4)42条における「利害関係」とは訴訟の利害関係、どのような意義か。

42条の趣旨は①第三者である参加人の利害の確保の機会(保障)②被告参加人の有利な訴訟進行③後訴を念めた紛争の統一の処理を図り、後訴を防止することである。こうした趣旨からすると、「~~訴訟~~ 利害関係」とは法律上の利害関係、を有する場合に限られると解すべきである。

こについて

(2)また、「法律上の利害関係を有する場合」とは、前記の判決が参加人の利益上又は公法上の法的地位又は法的地位に影響を及ぼすおそれがある場合をいう。

(3)本件において、YはXに訴訟告知を送達されており、本件物品について、YがXから購入したとAは主張している。判決が原告Xの

3. 訴訟の経緯

22) 「訴訟の範圍」という文があること。② 基準を明確にするに於てあること。③ 型の中での判断。Aの利害関係に参加を認めると、第三者の参加をなすに認められるある。訴訟の複雑化することから、主文を判断される。訴訟物に五権利害関係の存在により、参加人の地位が論理的に決定する場合に限られる（訴訟物限定説）とする従われば、Yの参加は許されるからいふことになる。

3) 他方 ① 補助参加は、第三者に之を統制するを認めて、自己独自の利益を確保するに必要と認められたる場合の制度である。② 紛争の一回的解決を重視するものである。③ 紛争の一回的解決を重視する。④ 紛争の一回的解決を重視する。⑤ 紛争の一回的解決を重視する。⑥ 紛争の一回的解決を重視する。⑦ 紛争の一回的解決を重視する。⑧ 紛争の一回的解決を重視する。⑨ 紛争の一回的解決を重視する。⑩ 紛争の一回的解決を重視する。⑪ 紛争の一回的解決を重視する。⑫ 紛争の一回的解決を重視する。⑬ 紛争の一回的解決を重視する。⑭ 紛争の一回的解決を重視する。⑮ 紛争の一回的解決を重視する。⑯ 紛争の一回的解決を重視する。⑰ 紛争の一回的解決を重視する。⑱ 紛争の一回的解決を重視する。⑲ 紛争の一回的解決を重視する。⑳ 紛争の一回的解決を重視する。㉑ 紛争の一回的解決を重視する。㉒ 紛争の一回的解決を重視する。㉓ 紛争の一回的解決を重視する。㉔ 紛争の一回的解決を重視する。㉕ 紛争の一回的解決を重視する。㉖ 紛争の一回的解決を重視する。㉗ 紛争の一回的解決を重視する。㉘ 紛争の一回的解決を重視する。㉙ 紛争の一回的解決を重視する。㉚ 紛争の一回的解決を重視する。㉛ 紛争の一回的解決を重視する。㉜ 紛争の一回的解決を重視する。㉝ 紛争の一回的解決を重視する。㉞ 紛争の一回的解決を重視する。㉟ 紛争の一回的解決を重視する。㊱ 紛争の一回的解決を重視する。㊲ 紛争の一回的解決を重視する。㊳ 紛争の一回的解決を重視する。㊴ 紛争の一回的解決を重視する。㊵ 紛争の一回的解決を重視する。㊶ 紛争の一回的解決を重視する。㊷ 紛争の一回的解決を重視する。㊸ 紛争の一回的解決を重視する。㊹ 紛争の一回的解決を重視する。㊺ 紛争の一回的解決を重視する。㊻ 紛争の一回的解決を重視する。㊼ 紛争の一回的解決を重視する。㊽ 紛争の一回的解決を重視する。㊾ 紛争の一回的解決を重視する。㊿ 紛争の一回的解決を重視する。

九) これら二説については、訴訟物限定説をとるべきと解する。なぜ九
 は、義務補助参加が、第三者に手続関与を認める制度であるとして、
 訴訟物に利害關係のない者まで上訴や再審の訴えをなし得ることのは
 疑問である。~~また~~、また、補助参加人は参加不許の裁判を確定するまで訴訟
 行為をなし得る(45条3項)のであり、訴訟物非限定説によれば、
 上述整理終了までは参加の利益の有無が判断しえないおそれがある。

4. あてはめ

地味

(1) 本問においては、訴訟物は、X A間の本件契約に基づく代金支払請求権および、報酬請求権である。よって、これらはX A間の権利、また、判断される訴訟物たる権利関係の存在により、Yの地位が定まるとはいえず、Yの~~分~~補助参加は認められぬと~~考えられる~~。

(2) ここで、本問でのXのAに対する請求には、請求原因事実として、X A間の契約が前提となる。XのAに対する請求は、意図された前訴判決の理由から、X Y間の契約締結が認定されることとなる。加えて、XのAに対する請求は、XのYに対する請求において、同一のものである「本件物品」の買主が、A、Yのいずれかであるという事実認定がされるならば、これら二つの請求は両立しないものである。

よって、Yは、前訴判決が棄却されることになれば、訴訟物の存在により、Yの地位が定まるといえる。

5. 結論

以上より、Yは訴訟結果により、利害関係のある者、すなわち補助参加の利益を有するものである。裁判所は、Aの異議があっても、Yの補助参加を許すこととする(44条1項)。

(2)の解答

(1) XはYに訴訟告知(53条)を行っている。Yはこれに応じて、前訴においてXのAへの請求は棄却された。本訴においてYはXとの本件物品契約を存続し、請求棄却判決を求めている。

(2) 訴訟告知(53条)は ①「訴訟の係属中、であり ②告知権者による告知であること ③被告知者が当該訴訟に「参加すること」が

番号: 1 作成者: user タイトル: ノート注釈 日付: 2021/01/14 9:40:33
 広範囲であること、効力を主要事実、法律判断の範囲に属することは必ずしも利益関係にありませぬ。広範囲であるから範囲を限定するという問題意識はないとしても、ではなぜ主要事実と法律判断に限るといえるかの立論が求められています。

番号: 2 作成者: user タイトル: ノート注釈 日付: 2021/01/14 9:45:53
 このあたりはめがねです。両方のどの認定に参加的効力が認められるとしたのでしょうか？また当該事実が主要事実ないし法律判断であることのアてはめも必要です。

ては第三者であることが要件となり、④が正解

(2) 本件はYは①から④の要件をすべて満たしている。よって参加効力は

生じるものと考えられる。

ただし、46条を4項により、参加効力が生じるとして、補助参加人に對する裁判の「効力」(46条)とはどのようなものか。

(5) 補助参加人は、独自の利益を確保する「訴訟」に参加し、一切の訴訟行為をなす(45条1項)。よって、~~参加~~46条の「効力」とは、同一当事者間で共同して訴訟を進行し、敗訴した者相互間での責任分担を定めてある戸公平・禁反言に基き認められる効力、すなわち、参加効力と同一のものである。

(6) したがって、46条の効力は第三者のすべての利害関係に及ぶものではない。あくまで範囲として、Yは、46条の効力は①被参加人敗訴の場合に、補助参加人と被補助参加人との間に限り作用し、②被参加人の行敗訴の前訴における判決理由中の、事実認定、先決的指し関係の存否についての判決等にも及ぶが、判決の本文を争い出すために必要な主要事実に係る認定及び、法律判断に限定される、と解する。

(7) ⁵⁷本件において、Xは前訴で敗訴しているため、X・Y間で、46条の効力は作用する(①充足)。また、X・Y間の本件物品についての売買契約は、XがAに對する請求と棄却した判決の本文を争い出すための事実認定であると考えられる(②充足)。

(8) したがって、46条により、裁判所は、XのYに對する請求を認容する判決を下すことができる。

(3) の解答

(1) 同時審判中出共同訴訟(4/各)は、共同訴訟松人全員を当事者と
 し、かつ、共同審理、控訴が、ある場合の弁論機会により原告の利益確
 保、紛争の統一の解決を図る趣旨の制度である。

(2) 争の要件は、① 共同訴訟であること ② 法律上併存しない関係
 にあること ③ 原告の申し立てである。

(3) 本問において、共同訴訟であり(①)かつ原告であるXからの申
 立てであることは明らかである。では、法律上併存しない関係にある、
 ということはどうなるか。

この点について、前訴において、XからAへの請求はAを原告とする本件
 物品の売買契約であり、本訴に當いてはXからYへの請求は、同じ本件物品
 売にかゝる売買契約の買主がYである、ということに基づいている。

本件売買契約は同一の目的とするからには、買主が因縁にAである
 同時にYである、ということはあるに過ぎない。つまり、前者と後者は両立しえられ
 関係にある。

(4) よって、4/各の要件③を充足し、Xは、同時審判中出共同訴訟を
 することができよう。

問2.

(1) の解答

(1) 本訴の請求原因はCの相続契約である。口頭弁論終結後にCA間で保
 証契約を締結した場合は、Cは承継人(知事115条1項3号)に該当する
 といえるが、「承継人」の範囲が問題となる。

(2) 何と「承継人」の基準とするかについて、① 紛争の主体たる地位

番号: 1 作成者: user タイトル: ノート: 注釈 日付: 2021/01/14 9:50:27
 間違いないではありませんが、論文式試験で論点を論述する場合は現実的ではありません。本問のように学説の展開ではなく、自身の考えが問われているときは、判例と異なる結論をとる場合などに他説批判を行うので足りると思えます。
 番号: 2 作成者: user タイトル: ノート: 注釈 日付: 2021/01/14 9:51:45
 この所生的に承認とは、紛争の主体たる地位の移転という規範においてどう作用する評価なのかを答えて明示されていません。
 番号: 3 作成者: user タイトル: ノート: 注釈 日付: 2021/01/14 9:55:15
 これは論を巡って説明する必要があると思います。(3)までで、裁判力がAとBに及び、その内容としてAのBに対する債権の存在まで認められています。AのCに対する債権は裁判力の対象とはなっていないため、その点がどのように整理されるかを丁寧に説明してください。

の効力をあるとする説(2) 当事者間の承認と(3) 説(3) 定体上の依存関係
 とする説(4) 契約の主体および責任財産の主体たる地位の移転とする説
 がある。
 民事訴訟法は、私法上の権利義務を確定し、紛争を解決するたれに行わ
 れるものがある。よって、訴訟承認により、紛争の主体たる地位の移転
 (1) 説) を基準とすることが適当と解する。
 (2) 本件において、CはAB間の貸付金借付契約によりAのB
 に対する貸付金借付権を借付人である。本件は、BがAに支払うべき
 300万円を支払わなければならない地位にある。この保証契約により、Cに
 支払いは、承認される。と考えられる。
 (4) よって、CはBの借付金Bの借主としての紛争の貸付金借付権を請求
 借主としての地位を承認し、115万1千300円を承認人、に該当する。
 (5) の解答 (2) の解答
 (1) 問題文より、Bは口頭弁論終結後の承認人である。口頭弁論終結
 後の承認人に対しては確定判決の効力が及ぶ(115条1項3号)ため
 且裁判力が及ぶ、と考えられる。
 (2) 前折において、Bに対する請求を認容する判決が確定したとしている。
 BがBの金融消費貸付契約の相手とあるから、
 よって、前折においてBが主たる前折の判決で裁判力が生じた文
 に抵触することになる。では、承認人であるCはどうか。
 (3) (1)で述べた通り、裁判力の効果はCにも及ぶ。よって、Bと同様に
 裁判力の生じたBが貸付金借付権を主張すべき、という判断に抵触する
 主張は遮断される。
 (4) よって、Cは自らBの借付金を負担しないという主張を行うことはできない。

(1) の解答、裁判

(1) 裁判所は、本件書面により、C は保証契約ではなく、B の債務を
免責契約に引受けただけに止まり、C の支払義務が免責的債務
引受 (民法 472 条) によるものでない場合、裁判所は之を判断し、
否か。
(2) この点、保証契約であっても、免責的債務引受であることも支払義務が
明らかであることに間違いない。よって、裁判所は、借主が免責判決を
することから、~~これは、免責判決による免責判決が生じるならば、~~
これは本件にどう影響を及ぼすか。

(3) 本件において、裁判所が認める免責的債務引受は、前訴判決確定
前の事由である。AB および BC 間で、B の債務の消滅は C の負担を令し、
これを本訴で主張立証している。また、前訴判決の既判力は、
さらに前訴確定判決の基準時に B の債務が存続していた
C の主張、反論は排斥している。

(4) よって、本件において、前訴の既判力は及ぶ。その上で裁判所は
本訴を認容する判決を下すべきである。

以上